

十一情仕第06-07号  
令和6年9月制定

## 第十一管区海上保安本部執務室ケーブル敷設等工事

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

総務部情報通信課

## 第1章 総則

### 1-1 概要

本工事は、那覇海上保安部の那覇港湾合同庁舎への移転に伴い、那覇港湾合同庁舎執務室の電話等のケーブル敷設、UTPケーブルの敷設及び電話交換機の設定変更等、回線開通に必要な装置等を設置し、不要なケーブル等を撤去するものである。

### 1-2 件名

第十一管区海上保安本部執務室ケーブル敷設等工事

### 1-3 施工場所

第十一管区海上保安本部

沖縄県那覇市港町2-11-1（図番1参照）

### 1-4 施工種目

- (1) 天井点検口設置
- (2) 機器等設置
- (3) ケーブル敷設
- (4) 電話交換機等の設定変更
- (5) ケーブル撤去
- (6) 機器撤去
- (7) 総合試験調整

### 1-5 施工期間

契約日から令和7年3月31日まで

## 第2章 一般共通事項

### 2-1 施行

本工事は、本仕様書及び図面に記載された全ての機能を完全に発揮させるよう実施し、本仕様書及び図面に記載のないものであっても、当然必要な事項は誠実に施工すること。

本仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）による。

### 2-2 関係法令等

本仕様書のほか、次の関係法令等に定める規定、基準を満足させるこ

と。

- (1) 電気通信事業法及びこれに基づく命令
- (2) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (3) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修）
- (4) 電波法及びこれに基づく命令
- (5) 労働安全関係法令
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく命令
- (7) その他関係法令等

### 2-3 監督職員及び検査職員

監督職員及び検査職員とは、当本部が規定する職員をいう。

### 2-4 協議

本仕様書及び図面に明記のない場合、または内容に疑義を生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。

### 2-5 工程管理

- (1) 工事に先立ち、工程表及び施工計画書を提出し、監督職員の承認を得ること。
- (2) 工程表に変更が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、遅滞なく変更したものを作成し監督職員の承認を得ること。

### 2-6 現場管理

- (1) 現場の安全確保を確実に行うこと。
- (2) 人員及び設備等の事故防止に万全を期すこと。
- (3) 作業現場及び資器材の整理整頓を確実に行うこと。

### 2-7 材料

- (1) 請負者にて調達する資機材については、事前に監督職員の承認を受けること。
- (2) 特記されているもの以外の使用材料は全て請負者手配かつ新品とする。
- (3) 使用材料は、仕様書及び図面に指定された物、又はこれと同等以上の性能を有するものとし、その規格等を証明するに十分な証紙又は表示のあるものを使用すること。
- (4) 日本産業規格（JIS）に定めのある材料は、その規格品を使用すること。

と。

#### 2-8 養生・保護

施工に際しては、各工作物、その他の物件に対し汚損及び損傷を与えないよう養生又は保護を行うこと。

#### 2-9 補償

- (1) 施工に際し、既施設等にて損害を与えないよう注意するとともに、万一損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、請負者の負担において早急に原状修復を図ること。
- (2) 施工に際し、第三者に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、請負者の負担において適正な補償を行うこと。

#### 2-10 軽微な変更事項

部材の取合せ及び現場の都合により、工法等に変更の必要が生じた場合は、その工事に支障のない範囲で、かつ、他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督職員の承認を得て位置、工法等の変更をすることができる。この場合、請負金額の増減は行わない。

#### 2-11 後片付け

施工終了後、速やかに現場の後片付け及び清掃を行うこと。

#### 2-12 発生材の処理

撤去した発生材は、請負者負担において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適法に廃棄処理すること。

#### 2-13 完成検査

本工事は、検査職員の完成検査を受け、検査合格をもって完了とする。

#### 2-14 写真

工事の着手前、完成後及び主要な施工段階、その他監督職員の指示する施工段階において、施工状況を撮影し、説明を付して完成図書に添付すること。

#### 2-15 完成図書

工事完了後、次の事項を内容とする完成図書（A4サイズ）を1部、及

び、同内容をデータ化した電子媒体（CD-R）を1部、それぞれ提出すること。

- (1) 工事概要
- (2) 完成図面等
  - ①機器配置図
  - ②ケーブル敷設図
- (3) 試験成績書
- (4) 工事写真（カラーとし、必要な説明を付すこと。）
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (6) その他監督職員の指示する資料

なお、図面はA3版を標準としCAD及び監督職員と協議し承諾したソフトウェアにより作成したものを電子媒体（CD-R）で提出すること。また、電子媒体は提出前に所要のウィルスチェックを行い、不正プログラム等に感染していないことを確認すること。

#### 2-16 秘密の保持

請負者は本工事に伴い、知り得た情報については窃用又は外部に漏洩することのないよう十分注意すること。

#### 2-17 用語

本仕様では以下のとおり用語を用いる。

- ・IP多機能電話機

交換機やボタン電話主装置のVoIPユニットからLANケーブルで接続するタイプの電話機。

- ・PoEハブ

Power over Ethernetに対応したネットワークSWをいう。IEEE802.3afに準拠し、DC48Vを供給するもの。

#### 2-18 工事实績情報登録

請負金額500万円以上の業務については、請負者は登録内容について、あらかじめ監督職員に確認を受けた後、工事实績情報サービス（CORINS）の登録手続きを行うと共に（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。

#### 2-19 その他

- (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。
- (2) 請負金額の支払い等その他の事項については契約書によるものとする。
- (3) 那覇港湾合同庁舎の執務室改修工事の進捗状況を確認し、監督職員と連絡を密にとり指示を受けること。
- (4) 各執務室の移設日程は、移設先の室内改修作業日程(別途工事)にあわせるため、同一日の移設は不可である事から、工期内で複数回に分けての施工となるので、日程調整に留意すること。

### 第3章 工事仕様

#### 3-1 共通事項

- (1) 工事施工開始時、終了時においては、監督職員と連絡を密にすること。
- (2) 機器の設置・撤去、貫通工事等の工程にあつては、他の機器、建築物、及び付属工作物等に損傷を与えないように十分注意すること。
- (3) 信号線等の敷設、撤去にあつては、他の回線に障害を与えないよう十分注意するとともに、敷設経路、端末処理等は体裁よく処理すること。
- (4) ケーブルの敷設は、ケーブルに無理な応力がかからないよう余裕を持たせ、ケーブルの端末は、線材に適合するコネクタ等の配線材料により処理すること。
- (5) 工事に使用する支給品以外の材料は請負者手配とし全て新品とする。
- (6) 機器設置箇所、及びケーブル敷設経路は、室内改修作業(別途契約工事)の関係上、全て現場合わせとなるため、各執務室における機器設置及びケーブル敷設経路等について、監督職員の指示を受け、工事内容の事前確認を行うこと。

#### 3-2 天井点検口設置

- (1) 3階那覇保安部執務室(図番4参照)

天井点検口を図番4の位置を基準として、現場あわせにて監督職員の指示により設置すること。

・天井点検口 454×454mm 額縁 13個

- (2) 4階海洋情報各課執務室(図番6参照)

天井点検口を図番6の位置を基準として、現場あわせにて監督職員の指示により設置すること。

・天井点検口 454×454mm 額縁 8個

#### 3-3 機器設置

L2SW(Apresia)等は合板に取り付け設置すること。設置方法

は図示する配置を基本とし、設置場所壁材に適した方法により強固に設置し詳細については現場あわせとする。なお、配線が露出する場所はケーブルモール等により保護すること。

(1) 2階広報室（図番2参照）

広報室に次の機器等を監督職員の指示する場所に設置すること。

- ・ L2SW (AT-GS950/8) 1台 (支給)
- ・ 電話機 1台 (支給)

(2) 3階那覇保安部執務室（図番3, 4参照）

①那覇保安部各課に次の機器等を監督職員の指示する場所に設置すること。

- ・ L2SW (Aprasia) 1台 (支給)
- ・ スイッチングハブ16ポート 6個 (支給)
- ・ スイッチングハブ8ポート 16個 (支給)
- ・ PoEハブ(8ポート) 10個 (予備4個)
- ・ IP多機能電話機 19台 (支給)
- ・ 多機能電話機 22台 (予備2台)
- ・ 多機能電話機(停電対応) 3台
- ・ 電話機 1台 (支給)
- ・ 情報通信キャビネット500×700×120mm 1個
- ・ シャッター付ローゼット(RJ45) 6個
- ・ 電源タップ(マグネット付 抜止め接地極) 12個

②上記①で設置した情報通信キャビネットに電話用端子盤を設置し、3-4(2)①で敷設する構内ケーブルを接続する。

③船艇執務室に次の機器等を監督職員の指示する場所に設置すること。

- ・ L2SW (Aprasia) 1台 (支給)
- ・ スイッチングハブ8ポート 3個 (支給)
- ・ 多機能電話機 6台
- ・ 電源タップ(マグネット付 抜止め接地極) 3個
- ・ 情報通信キャビネット500×700×120mm 1個

④上記③で設置した情報通信キャビネットに電話用端子盤を設置し、3-4(2)①で敷設する構内ケーブルを接続する。

(3) 4階執務室（図番5, 6参照）

①次の機器等を監督職員の指示する場所に設置すること。

- ・ L2SW (Aprasia) 1台 (支給)
- ・ スイッチングハブ16ポート 1個 (支給)
- ・ スイッチングハブ8ポート 7個 (支給)

- ・情報通信キャビネット(鍵付) 500×700×120mm 1個
- ・情報通信キャビネット(鍵付) 300×300×120mm 1個
- ・シャッター付ローゼット (RJ45) 1個
- ・電源タップ (マグネット付 抜止め接地極) 3個

②上記①で設置した指示する情報通信キャビネットに電話用端子盤を設置すること。

③海洋情報調査課執務室の指示する場所に木製棚を設置し、次の装置を2階情報監理課から移設すること。設置に際し落下防止策を講じること。

- ・エクステンダー (送信機) 1個 (移設)
- ・エクステンダー (受信機) 1個 (移設)
- ・HDMI分配器 1個 (移設)
- ・電源タップ 1個 (移設)

④海洋情報調査課の執務室移動にあわせて、2階執務室のCUE用L2SWを4階執務室の指示する場所に移設すること。

⑤第二共用会議室、更衣室/仮眠室にそれぞれ電話機を1台(支給)設置すること。

### 3-4 ケーブル敷設

使用するUTPケーブルの規格はCat6とし、ケーブル色は特記の他、監督職員が指示する。また、適合するRJ45端子により成端し、識別用タグを取り付けること。

(1) 2階執務室 (図番2参照)

①7階通信機器室から広報室L2SWまで、次のUTPケーブルを敷設する。

- ・UTPケーブル 赤色 2本

②交通企画課の既設エクステンダー受信機から4階海洋情報監理課エクステンダー送信機まで次のUTPケーブルを敷設する。

- ・UTPケーブル 紫色 1本

③端末接続用のUTPケーブルを次のとおり作製すること。

- ・黄色 7m×1本
- ・青色 7m×1本
- ・紫色 7m×1本

(2) 3階執務室 (図番3, 4参照)

①7階通信機器室から指示するL2SW (Aprisia) まで次のケーブルを敷設する。

- ・UTPケーブル 赤色 4本

- ・構内ケーブル 100P 2本
  - ②7階通信機器室から管理課、警備救難課の指示する壁ハブまで次のケーブルを敷設する。
    - ・UTPケーブル 白色 2本
  - ③交通課L2SW (Aprisia 48P) から各課等執務室の壁ハブまで、壁ハブから島ハブまで、及び壁ハブから指示する場所へUTPケーブルを敷設する。
  - ④船艇執務室L2SW (Aprisia 24P) から各島ハブ、指示する場所までUTPケーブルを敷設する。
  - ⑤上記3-3 (2) ①で設置したローゼットまで、次のケーブルを敷設する。
    - ・UTPケーブル 青色 4本
    - ・UTPケーブル 黄色 1本
    - ・UTPケーブル 紫色 1本
  - ⑥端末接続用のLANケーブルを次のとおり作製すること。
    - ・白色 3m×15本、5m×2本
    - ・黄色 3m×49本、5m×5本、7m×5本、10m×1本
    - ・青色 3m×6本、5m×3本、7m×3本
    - ・紫色 10m×1本
    - ・ピンク 3m×3本
  - ⑦各課執務室及び船艇執務室の指示する場所へクリップ端子を敷設し成端すること。
    - ・クリップ端子 (10ポート) 10個
  - ⑧電話機接続用の電話線を次のとおり作製すること。両端はRJ11端子で成端すること。
    - ・3m×25本、7m×5本
- (3) 4階執務室 (図番5, 6参照)
- ①7階通信機器室から海洋情報調査課まで次のケーブルを敷設する。
    - ・UTPケーブル 赤色 2本 (L2SW (Aprisia) まで)
    - ・UTPケーブル 紫色 1本 (エクステンダー送信機まで)
  - ②7階通信機器室から情報通信キャビネットまで次のケーブルを敷設し端子盤に成端すること。
    - ・構内ケーブル 100P 1本
  - ③7階通信機器室から第二共用会議室のキャビネットまで次のケーブルを敷設する。
    - ・UTPケーブル 紫色 1本

- ④ L2SW (Aprisia) から各課の島ハブ及び指示する場所まで、UTPケーブルを敷設する。
- ⑤ 指示する場所へクリップ端子を敷設し成端すること。
  - ・クリップ端子 (10ポート) 3個 (請負者手配)
- ⑥ 第二共用会議室の指示する場所へ電話線を敷設する。
- ⑦ 更衣室/仮眠室へ電話線を敷設する。
- ⑧ 端末接続用のLANケーブルを次のとおり作製すること。
  - ・黄色 3m×19本、5m×3本、10m×1本
  - ・青色 5m×3本
  - ・黄緑色 3m×10本、10m×2本
- ⑨ 電話機接続用の電話線を次のとおり作製すること。
  - ・3m×11本、5m×5本、10m×2本

#### (4) 7階通信機器室 (図番7参照)

通信機器室IDF付近天井の指示する場所に貫通孔2カ所設置し、各階執務室からの各ケーブルを通信機器室に引き込むこと。

### 3-5 電話交換機等の設定変更

電話交換機 (LEGEND-V 富士通製) の設定に必要な電話番号等は請負者へ監督職員より提示する。

- (1) 既設電話交換機へ次の基板を収容し、NTT加入電話 (INS回線×3回線)、IP多機能電話機及び多機能電話機の回線を設定すること。
  - ・4回線BRI局線出入トランク2 (FC1340BT2) 2枚
  - ・基板用ケーブルコネクタ付 (P23901) 2本
- (2) 本工事で設置するIP電話機等の内線番号を設定すること。
- (3) 2階執務室から4階執務室へ移動する一般電話機等の設定をすること。

### 3-6 ケーブル撤去 (図番2参照)

- (1) 2階海洋情報監理課及び海洋情報調査課の4階執務室移動後、指示する2階執務室のLANケーブル、構内ケーブル等の各種ケーブルを撤去すること。
- (2) 3階会議室から指示する電話線を撤去すること。

### 3-7 機器撤去 (図番2、8参照)

- (1) 2階の海洋情報監理課、海洋情報調査課の4階執務室への移動後、2階執務室の情報キャビネット2個のほか、ケーブルモール等を撤去し、撤去跡は見栄えよく処置すること。

(2) 那覇海上保安部設置の次の機器を撤去すること。なお、一部の機器は再使用するため監督職員に返却すること。

①撤去機器（廃棄）

- ・電話主装置（Aspire UX）（電話機含む） 1式
- ・電話主装置用バッテリーボックス 1式
- ・UPS（BU100RW） 1個
- ・UPS（BU200RW） 1個
- ・19インチラック 1式
- ・MDF 1式

②再使用機器（返却）

- ・音声データ変換機（BV1270SIP-E&W/OD） 2個
- ・ルータ（Cisco8200） 2式
- ・ルータ（FutureNet NXR-530） 1式
- ・ルータ（Catalyst9300 48） 1式
- ・ルータ（Catalyst1000） 1式
- ・UPS（BU50SW） 2個
- ・VPNルータ（CISCO892J-K9） 1式

### 3-8 総合試験調整

(1) 次の各機能を確認すること。

- ・内外線通話試験、本部内及び本部一部署間
- ・保留、転送、コールピックアップ

(2) 今回設定した内線番号ごとの設定状況がわかるデータシートを1部作成すること。様式は請負者の所定による。

## 第4章 情報保全体制

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告すること。なお、報告

がない場合でも、情報の漏えい等の懸念や事故等がある場合には、当庁が行う報告徴収や調査に応じること。

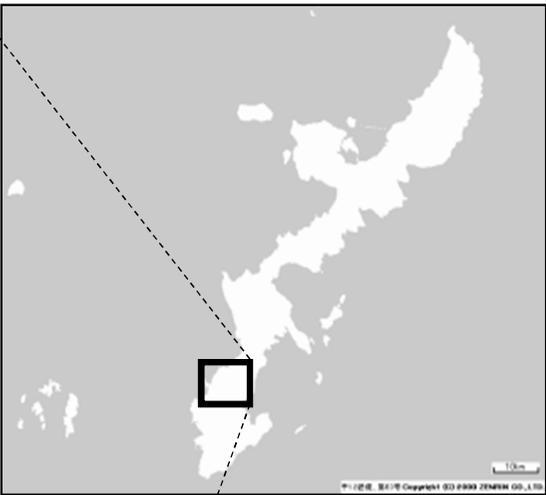
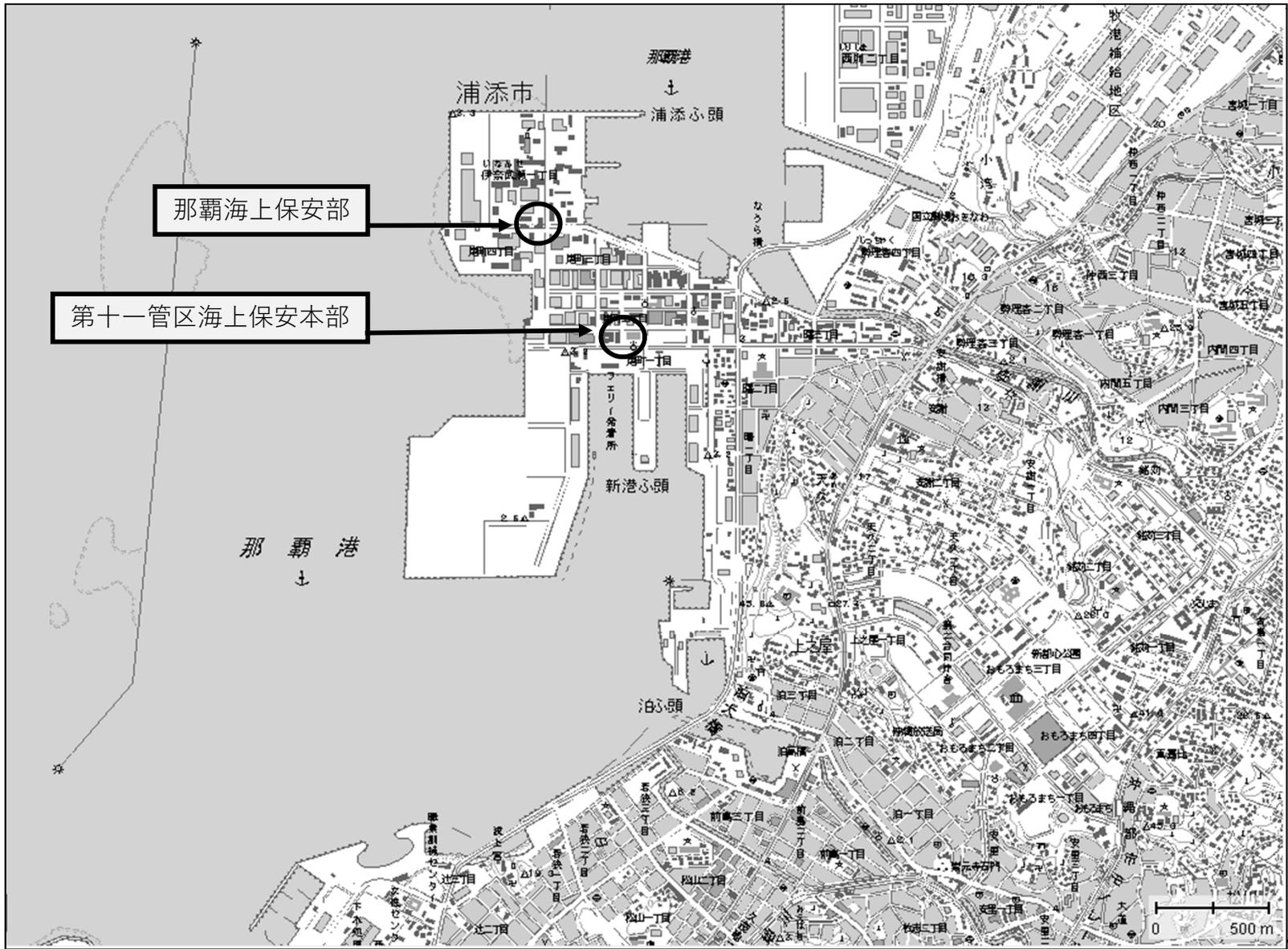
【 担当原課 】

〒900-8547

沖縄県那覇市港町2-11-1

第十一管区海上保安本部総務部情報通信課（担当：前濱）

電話(098)867-0118 内線2412



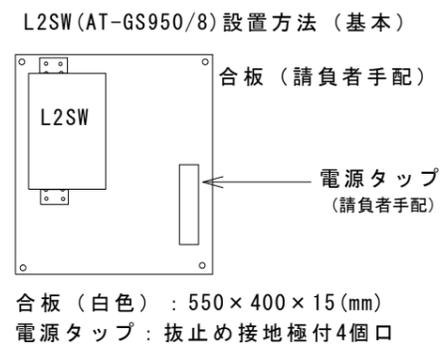
**【施工場所】**

名称： 第十一管区海上保安本部

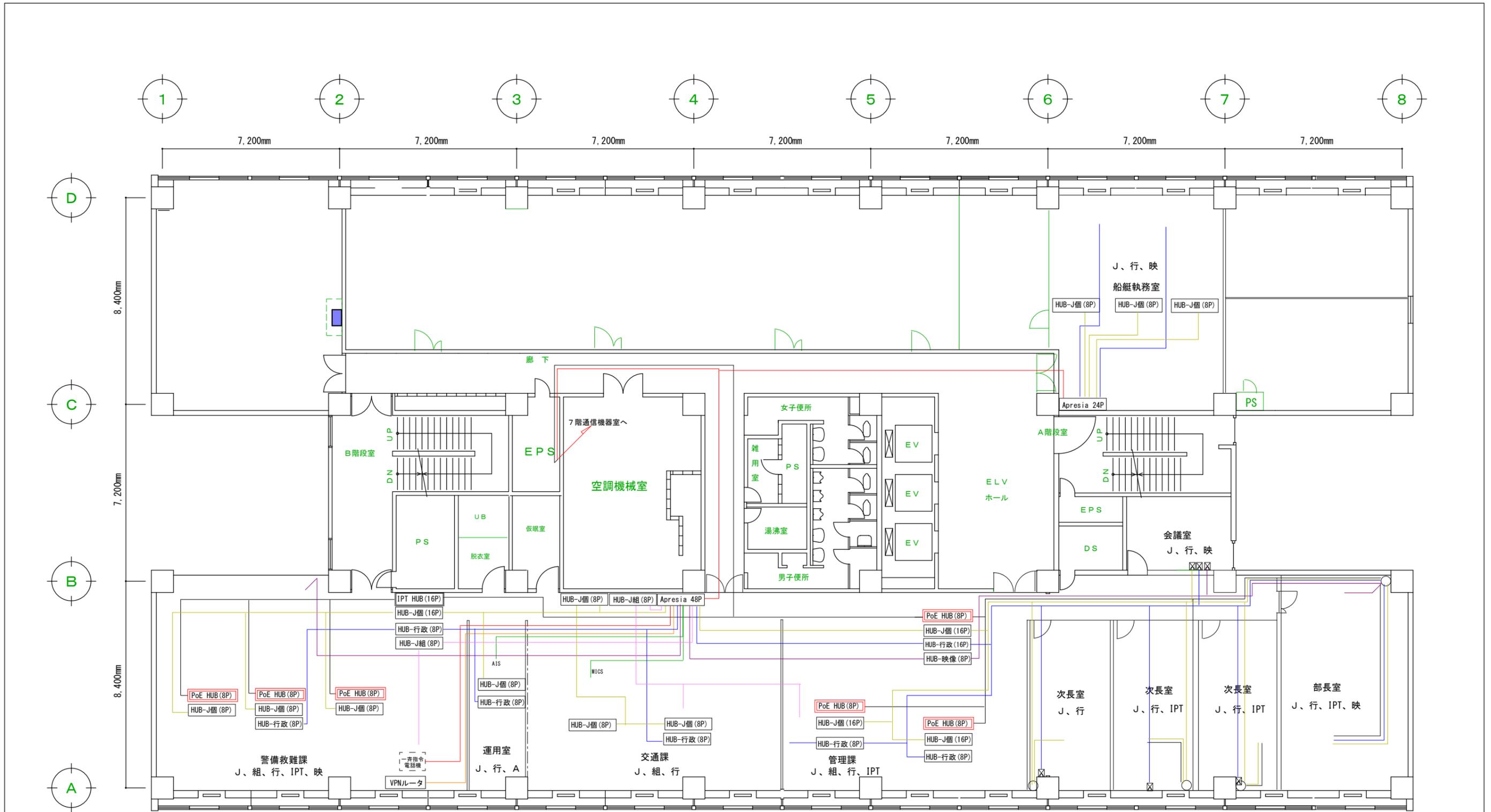
住所： 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎

名称： 那覇海上保安部

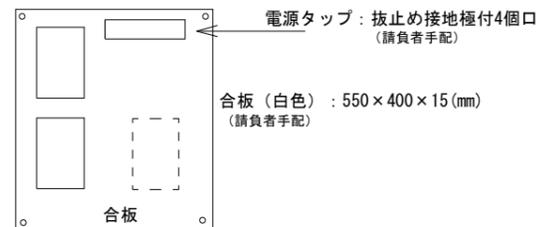
住所： 沖縄県那覇市港町4-6-5



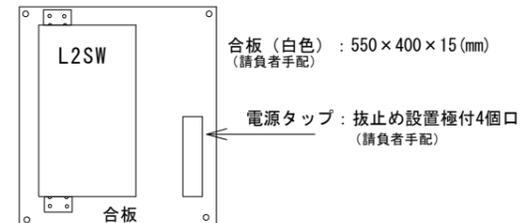
- UTPケーブルの色
- J: 黄色
  - 行: 青色
  - I P T: 白色
  - 映: 紫色
  - 組: ピンク
  - マ: 赤色
  - ☒: RJ45ローゼット(シャッター付)



スイッチングハブ設置方法 (壁付け基本)



L2SW (Apresia) 設置方法 (壁付け基本)

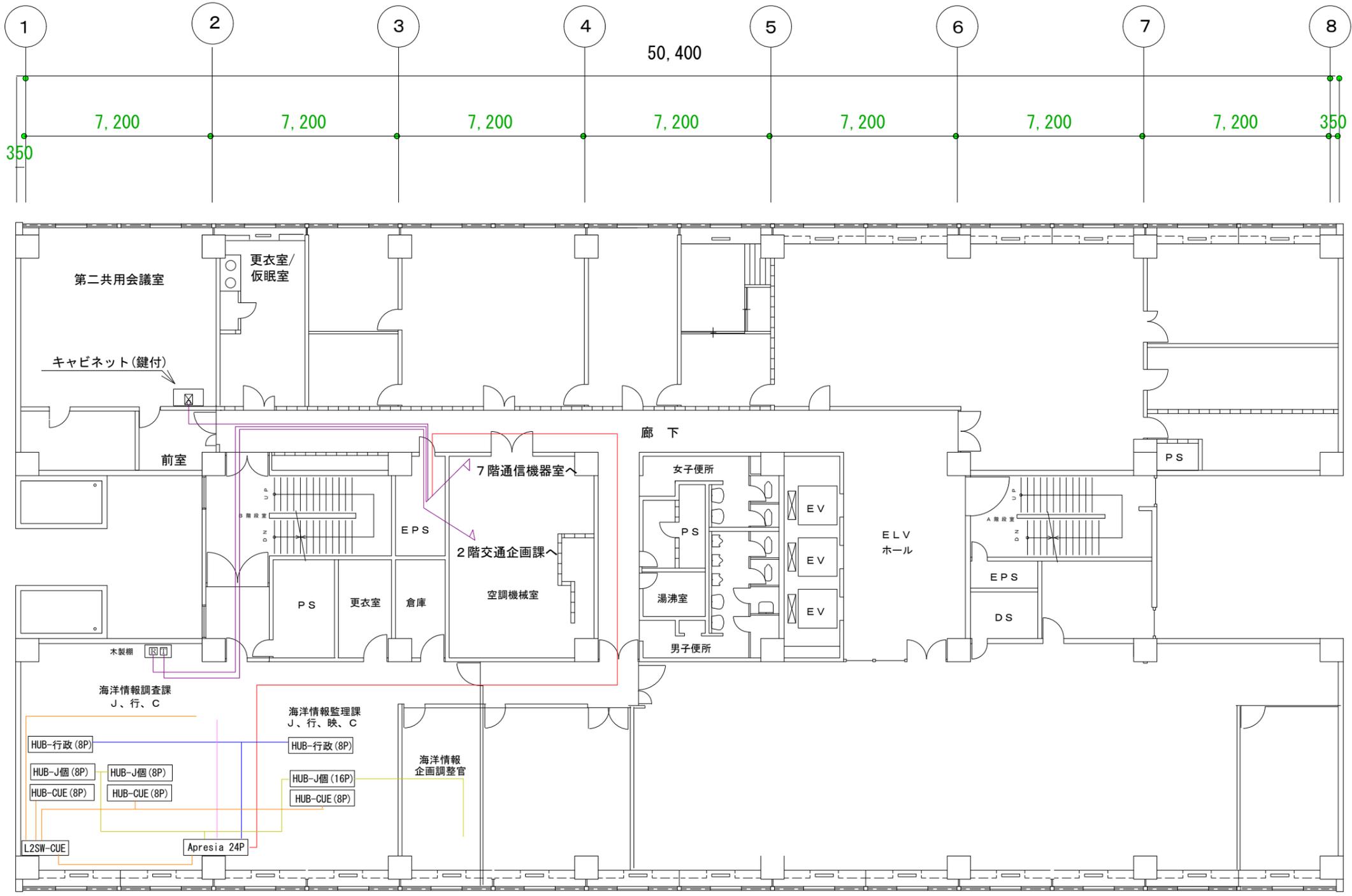


UTPケーブルの色

- J : 黄色
- 行 : 青色
- IPT : 白色
- 映 : 紫色
- 組 : ピンク
- マ : 赤色
- A : 緑色
- ☒ : R45ローゼット(シャッター付)



-  天井点検口
-  IP電話機
-  多機能
-  多機能  
停電対応
-  クリップ端子



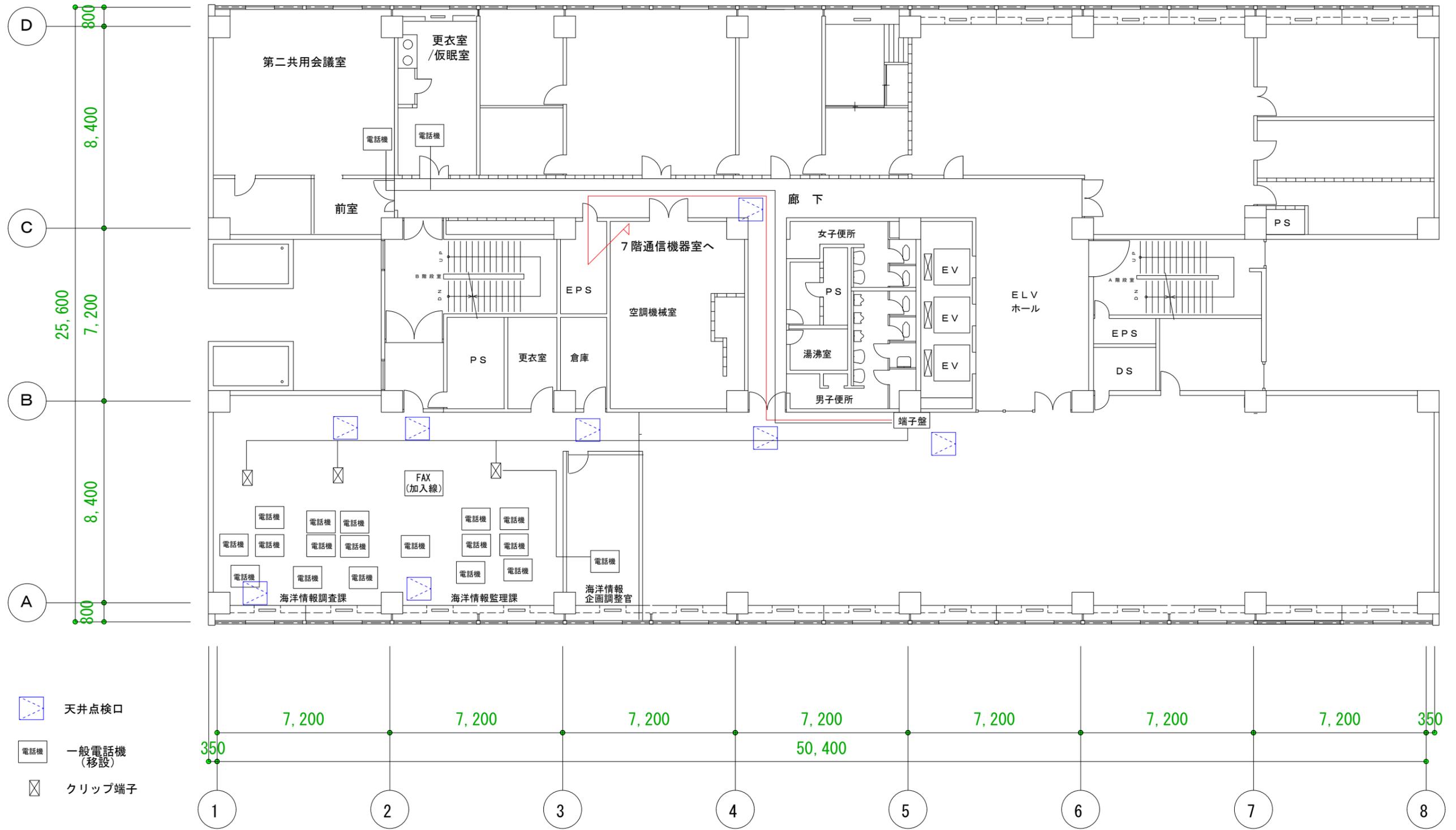
L2SW(Apresia)設置方法 (壁付け基本)



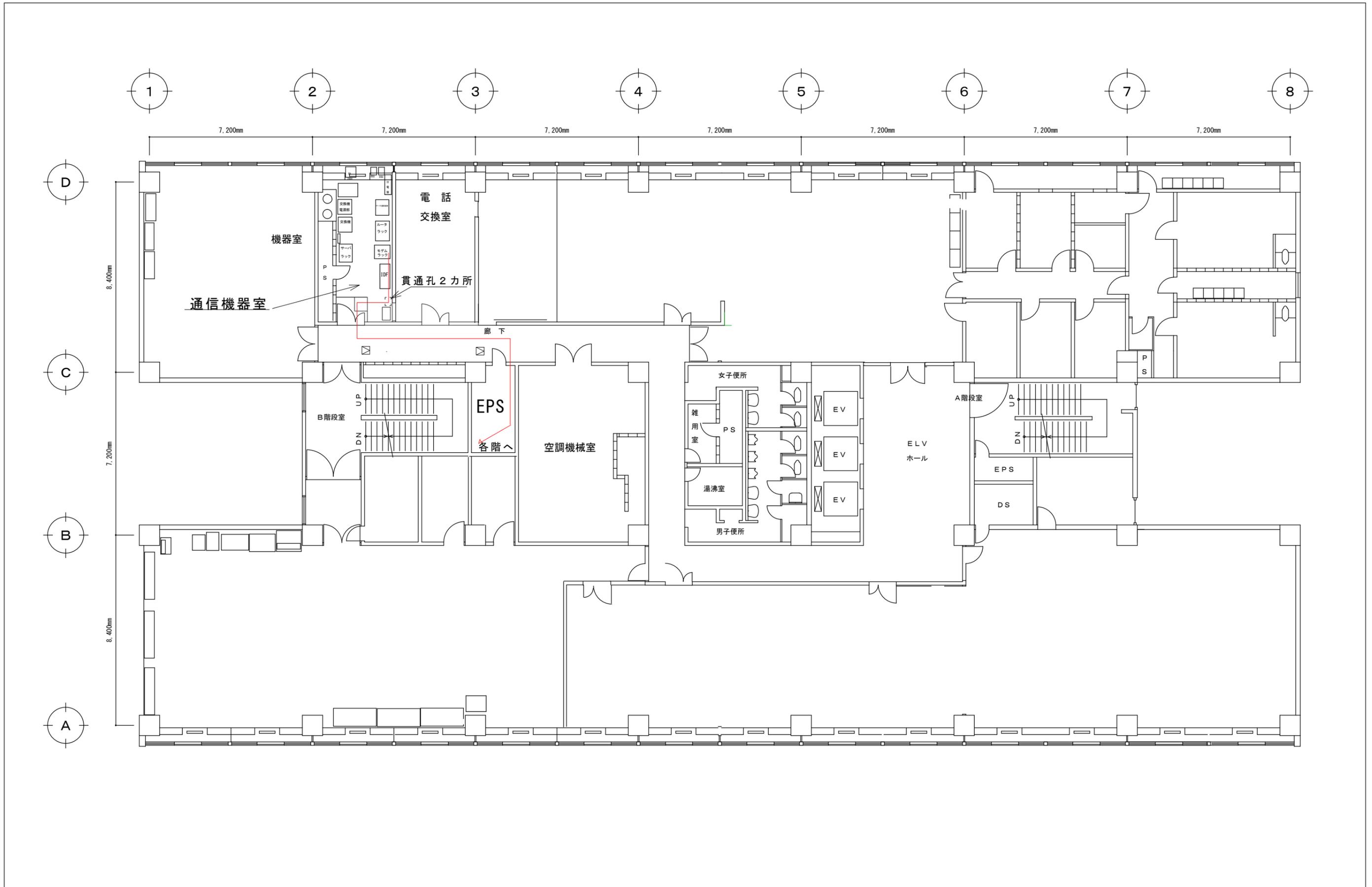
合板 (白色) : 550×400×15 (mm)  
 (請負者手配)  
 電源タップ : 抜止め設置極付4個口  
 (請負者手配)

UTPケーブルの色

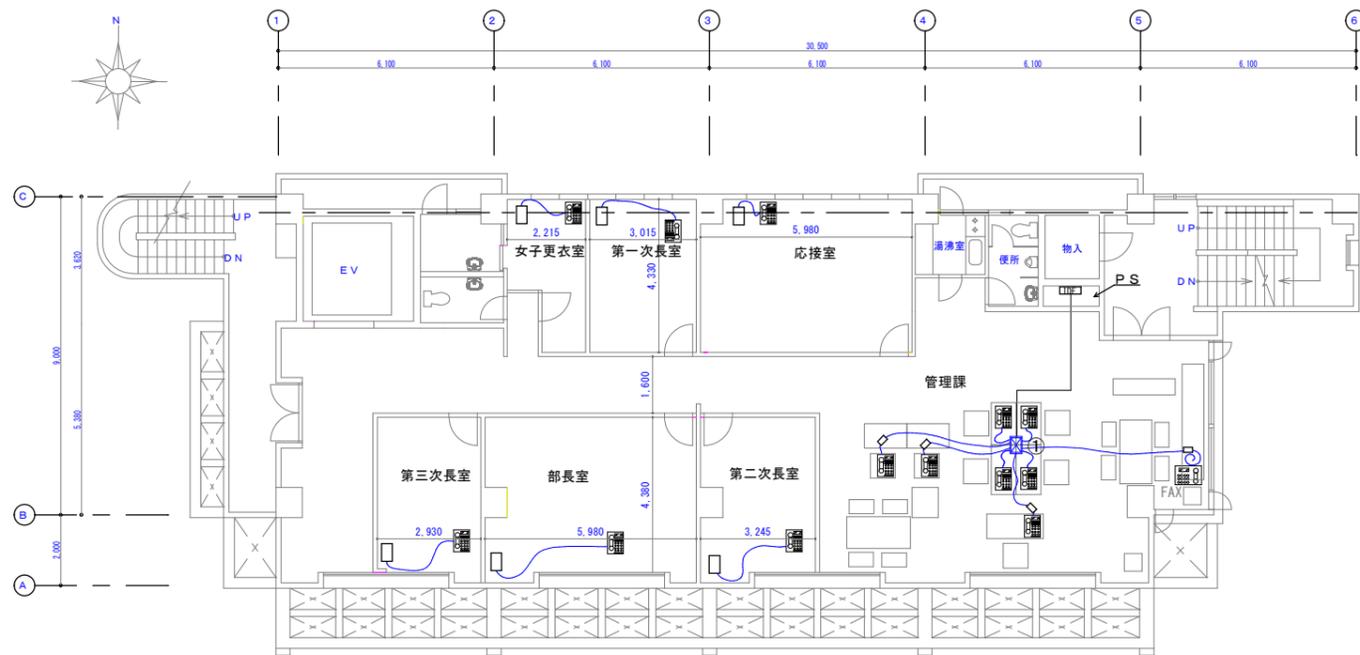
- J : 黄色
- 行 : 青色
- C : 指示による (黄緑色又は白色)
- 映 : 紫色
- 組 : ピンク
- マ : 赤色
- ☒ : RJ45ローゼット(シャッター付)



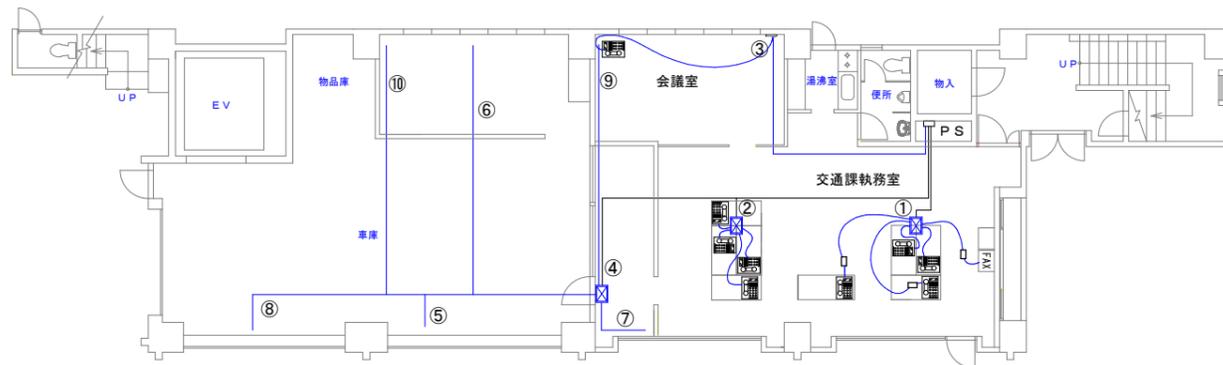
年度 令和6年度	作製 第十一管区海上保安本部総務部情報通信課	工事名 第十一管区海上保安本部執務室ケーブル敷設等工事	作成年月 令和6年7月	縮尺 N S	図面名 那覇港湾合同庁舎4階ケーブル敷設図	図面番号 6
-------------	---------------------------	--------------------------------	----------------	-----------	--------------------------	-----------



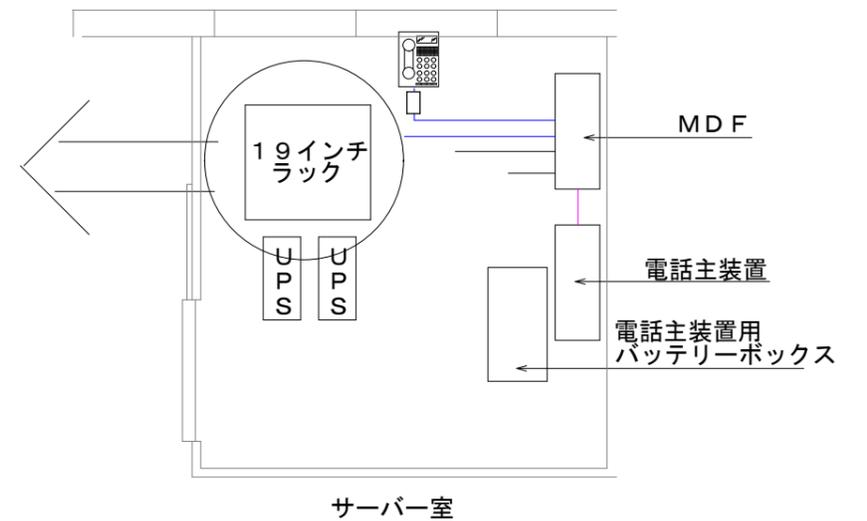
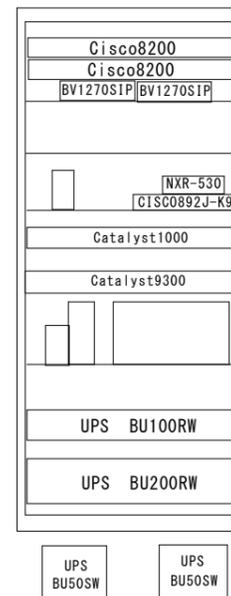
年度 令和6年度	作製 第十一管区海上保安本部総務部情報通課	工事名 第十一管区海上保安本部執務室ケーブル敷設等工事	設計年月 令和6年7月	縮尺 N S	図面名 那覇港湾合同庁舎7階ケーブル敷設図	図面番号 7
-------------	--------------------------	--------------------------------	----------------	-----------	--------------------------	-----------



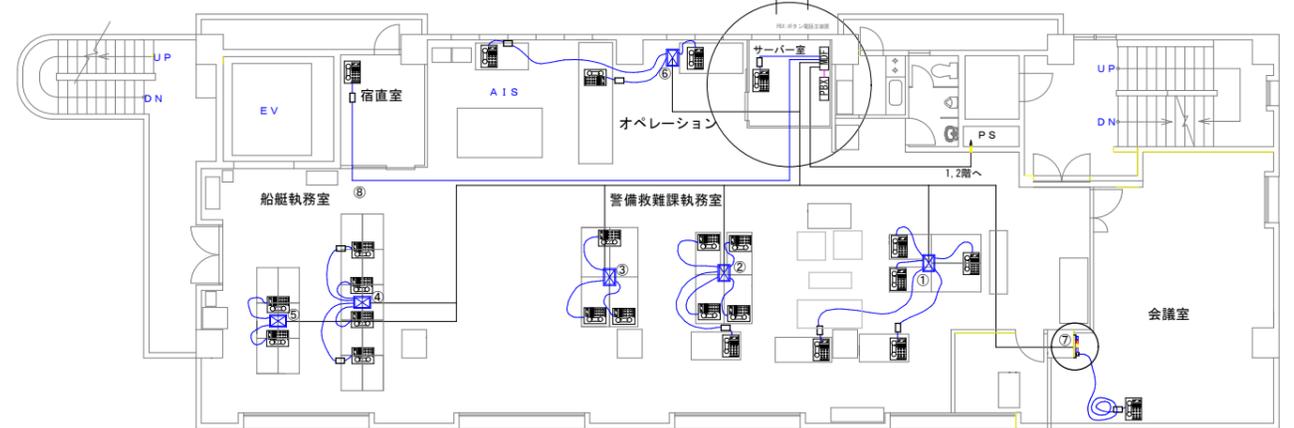
2階平面図



1階平面図



サーバー室



3階平面図

	電話機
	クリップ端子
	MJローゼット